

議 第 3 号

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について、草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 30 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 草津市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 草津市草津 3 丁目 13 番 30 号
代表者氏名 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成30年 月 日

(名称) 草津市地域公共交通活性化再生協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
草津市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>(目的) 草津市の課題であるバス交通空白地・不便地の解消、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通の確保等に加え、地球温暖化防止や中心市街地活性化を目的として、まめバスを運行する。</p> <p>(必要性) 草津市では、現在、民間バス事業者3社により路線バスが運行されているが、自家用車の普及等に伴い利用者が減少しており、今後、便数の削減や路線の廃止などサービス水準の低下が懸念される。 一方で、草津市では、高齢化が進展しており、自家用車の運転が困難な高齢者や障害者等の移動手段として、バス交通の重要性が高まっていくことが予想される。 また、草津市内には、路線バスが運行していない、または運行回数が少ないバス交通空白地・不便地が散在しており、これらの地域の解消が大きな課題となっている。 これらの状況を踏まえ、市民の日常生活における移動手段を確保するため、新たな交通手段の導入が必要不可欠となっている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
<p>(1) 事業の目標</p> <p>本計画は、地域に愛され地域に根付いたバスとなるため、市民にとって分かりやすく、地域の一体感、連帯感を強めるため、目標指数を「利用者数」として設定し、本格運行初年度(H25.10~H26.9)の年間利用者数(98,930人)を基準とし、利便性の向上等に取り組むことにより年々利用者数の増加を目指す。 29年度は121,791人の利用となり、事業の効果が見られた。31年度事業においては29年度実績を上回る利用者数の達成を目標とする。 また、公共交通の利便性に満足している市民の割合の向上を目指します(2017年41.6%→2028年47.0%)。(草津市地域公共交通網形成計画 P93参照)</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>本計画の実行により、バス交通空白地・不便地が解消されるとともに、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通が確保される。 また、中心市街地や医療施設へのアクセス利便性、既存の路線バスやJR駅との乗り換え利便性が向上する。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布 (約 58,000 部) (草津市) ・沿線の学校にモビリティマネジメントを実施 (草津市) ・公共交通空白地域や不便地域からの要望に基づき、公共交通機関が利用しやすくなるようモビリティマネジメントを実施し、公共交通の利用に向けた啓発や利用転換のきっかけの場を設ける (草津市) (草津市地域公共交通網形成計画 P86、87 参照)
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>草津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・近江鉄道株式会社 ・帝産湖南交通株式会社
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(目的) 市民にバスの愛着を持ってもらい、地域で守っていこうとするという意識を育むことが重要であることから、本市コミュニティバス車両を改善し、分かりやすく乗りやすい、洗練されたマイバス意識の高い乗り物にしていくためにバス車両を更新する。</p> <p>(必要性) 市民に末永く暮らしていただく公共交通環境の整備を図っていくため、古くなったバス車両を一新し、市民に安心感を与えながら持続的な運行を行っていく必要があるため。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p> <p>31年度事業においては29年度年間利用者(121,791人)を上回る利用者数を目標と定め、利便性の向上による利用者の増加などに取り組み、目標値を超える利用者数を目指す。</p>
<p>(2) 事業の効果</p> <p>古くなった車両の故障等による代替車両での対応の際に生じる満車による積み残しの発生や、普段の車両とは異なるタイプの車両運行による利用者の戸惑いなど、まめバスに対する市民からの不満や苦情、また利用離れを防ぐことが出来る。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6又は表8」を添付。 なお、草津市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

（近3年の開催状況）

- ・平成27年6月3日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成28年6月13日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成29年2月23日 地域内フィーダー系統確保維持計画変更について協議
- ・平成29年6月9日 地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
- ・平成30年2月8日 地域内フィーダー系統確保維持計画変更について協議

18. 利用者等の意見の反映状況

実証運行時に実施した市民アンケート調査及び利用者アンケート調査や地域住民とのワークショップにより市民の意見収集を図ったほか、本計画について住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、利用者等の意見を十分に反映している。
 更なる利用者の利便性を高めるため、利用者アンケートを今後も継続して行い、利用者のニーズの把握に努める。

19. 協議会メンバーの構成員

1号委員（市職員）	草津市総合政策部、健康福祉部、環境経済部、建設部
2号委員（公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者）	近江鉄道株式会社、滋賀バス株式会社、帝産湖南交通株式会社、株式会社帝産タクシー滋賀、近江タクシー株式会社、一般社団法人滋賀県バス協会、一般社団法人滋賀県タクシー協会、私鉄労働組合滋賀県協議会、西日本旅客鉄道株式会社、滋賀県南部土木事務所
3号委員（市民、市内交通の利用者）	特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会、草津市老人クラブ連合会、草津市まちづくり協議会連合会
4号委員（地方運輸局）	近畿運輸局滋賀運輸支局
5号委員（滋賀県警察、学識経験者、その他協議会が必要と認める者）	滋賀県土木交通部交通戦略課、滋賀県草津警察署、立命館大学理工学部都市システム工学科、草津市商店街連盟、草津商工会議所、草津まちづくり株式会社、草津市観光物産協会、特定非営利活動法人ディフェンス、龍谷大学社会学部現代福祉学科

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）滋賀県草津市草津三丁目13番30号

（所 属）草津市役所 都市計画部 交通政策課

（氏 名）田村 晋也

（電 話）077-561-2343

（e-mail）kotsu@city.kusatsu.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ライダーシステム)

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ライダーシステムの基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
草津市	近江鉄道(株)	(1) 笠縫東常盤線	草津駅 西口	下寺	草津駅 西口	往 19.4km 復 19.4km	294日	1,764回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(2) 山田線①	草津駅 西口	北山田 浜	草津駅 西口	往 14.2km 復 14.2km	294日	2,009回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(3) 山田線②	草津駅 西口	木ノ川	草津駅 西口	往 12.1km 復 12.1km	294日	1,421回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(4) 山田線③	木ノ川	陽の丘 団地口	草津駅 西口	往 8.5km 復 8.5km	294日	147回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(5) 山田線④	草津駅 西口		山田	往 9.0km 復 9.0km	294日	147回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(6) 上笠平井循環線	草津駅 西口	川原	草津駅 西口	往 7.2km 復 7.2km	294日	1,176回		①	草津駅西口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(7) 商店街循環線	草津駅 東口	草津宿 本陣	草津駅 東口	往 5.9km 循環	293日	3,320回		①	草津駅東口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(8) 草津駅医大線①	草津駅 東口	南草津 駅西口	大学 病院	往 16.3km 復 16.3km	293日	1,220.5回		①	草津駅東口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
		(9) 草津駅医大線②	大学 病院	南草津 駅西口	草津駅 東口	往 15.4km 復 15.4km	293日	1,220.5回		①	草津駅東口にて、 地域間幹線系統 近江大橋線と接続	③
帝産湖南交通(株)												

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	草津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,983
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,983	$33,983人 \times 120円 \times 0.7 + 2,000千円$	4,854千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内ファイダーシステム)

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種類			乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
草津市	近江鉄道株式会社	1	(2) 山田線① (3) 山田線② (4) 山田線③ (5) 山田線④	ノンステップ型	リフト付き	標準仕様	29	H30.9		一括
		2	(8) 草津駅医大線	小型車両			29	H30.2		リース
		3	(8) 草津駅医大線	小型車両			29	H30.3		リース
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種類別」については、イ欄にノンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。



議 第 4 号

草津市地域公共交通網形成計画の策定について

草津市地域公共交通網形成計画の策定について、草津市地域公共交通活性化再生協
議会規約第 18 条第 5 号の規定に基づき、承認を求める。

○ 上記の議案を提出する。

平成 30 年 5 月 30 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会